

# 廃棄物分野を見直し

## 特例措置で明暗分かれ

環境省2010年度税制改正要望の概要が明らかになった。政権交代による国策の方針転換を反映し、当初(今年8月時点)の税制改正要望に対し廃棄物・リサイクル分野でも全体的な見直しが行われた。最終処分場の維持管理積立金制度の特例措置は当初の要望どおり、建設廃棄物や廃油・廃プラスチック類の処理施設、産廃の焼却施設は適用対象から除外、明暗が分かれた。

## 処分場積立金残される

主なものを紹介すると、PCB汚染物等処理用設備や石綿含有廃棄物無害化処理用設備に係る特別償却制度(初年度14/100)の延長について、当初の要望ではPCB汚染物等処理用設備の適用期限が1年、石綿含有廃棄物無害化処理用設備の適用期限が2年だったが、どちらも1年延長となった。

食品環資源再生利用設備(食品循環資源肥料化設備、同飼料化設備、同油脂化設備、同メタン化設備)や食品関連事業者が設置する生ごみ処理機・保冷設備に係る特別償却制度(所得税、法人税、初年度14/100)の延長について、当初建設混合廃棄物選別設備も適用対象となっていたが、見送られた。適用期限は当初の要望どおり2年となった。

最終処分場の埋め立て終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金(維持管理積立金)制度に基づき、積立金を損金算入する措置(所得税、法人税、法人住民税、事業税)の延長について、当初の要望どおり適用期限2年となった。

処理施設に係る課税標準の特例措置(固定資産税)の延長では、当初の要望どおり適用期限は2年。ただし、対象となっていた7種類の施設のうち4種類の施設が除外、縮減されている。適用対象施設と特例率は▽ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場(現行特例率2分の1)▽PCB廃棄物等処理施設(同3分の1)▽廃石綿・石綿含有産業

廃棄物溶融施設(同6分の1)。

除外されたのは、産廃の焼却や焼却溶融施設、廃油・廃プラスチック類処理施設など。廃棄物再生処理用設備等に係る課税標準の特例措置(固定資産税)の延長では、当初の要望どおり適用期限は2年。ただし、対象となっていた4種類の施設のうち2種類の施設が除外、縮減されている。

適用対象施設と特例率は▽自動車部品再利用製品製造設備(現行特例率4分の3)▽食品循環資源再生処理装置(同3分の2)。

除外されたのは建設廃棄物再生処理装置、空きびん洗浄処理装置など。

一方、熱回収設備(廃棄物熱利用設備)または廃棄物発電設備を伴う廃棄物処理用設備に係る特別償却制度(所得税、法人税、初年度16/100)は要望自体、見送られた。

広域認定制度により環境大臣の認定を受けた事業者が専ら廃棄物を処理する場合、事業に使う施設等に係る事業所の資産割の課税標準を4分の3控除する特例措置について、当初の要望どおり適用期限は2年となった。